

(第6号別紙)

令和8年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和8年7月13日(月) 午前10時から午前11時20分

2 会 場 市川市役所第2庁舎 4階大会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	小山田 なおと	市川市議会議員
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	石井 智子	市川市PTA連絡協議会 理事
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	河部 純	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 室長
	山崎 美奈子	市川市立東国分中学校 校長
	松本 啓祐	市川市立若宮小学校 校長
	高石 直之	道路交通部 次長
	草野 薫	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

小林 義行	学校教育部 部長
富永 進也	学校教育部 次長
森角 有和	学校教育部 次長
川野辺 修	学校教育部 義務教育企画課 課長
吉田 幸雄	学校教育部 義務教育企画課 主幹
菊地 沙織	学校教育部 義務教育企画課 副主幹
小宮 孝幸	学校教育部 義務教育企画課 副主幹
若月 勇人	学校教育部 義務教育企画課 主査

5 辞令交付

6 教育委員会挨拶

7 各委員自己紹介

8 事務局紹介

9 副会長選出

10 副会長挨拶

1 1 報告事項

- (1) 令和8年度 新入学 児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）
- (2) 令和7年度 在学年 児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）

1 2 その他

- ・辞令交付式：開会前に、小林 義行 学校教育部長が辞令交付を行った。
- ・令和9年度 新入学生における指定学校変更の制限について 事務局より口頭での報告を行った。
- ・特認校制度の導入について 事務局より口頭での報告を行った。

【増田会長】

只今から、令和8年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。それでは、議題にそって進めます。

はじめに次第7、報告事項（1）令和8年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】

市川市の小学校、中学校及び義務教育学校では、児童生徒が居住する住所により、通学区域が定められております。通常は、居住する通学区域の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合には、許可基準に基づき指定学校変更の対応を行っております。

ホームページ等でもお知らせしておりますが、指定学校の変更制度は、学区の自由化である「学校選択制」とは異なり、どこの学校でも自由に選べるというわけではございません。許可基準に適合していること、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならず、安全性が確保されること、などの条件にあてはまる場合のみ申請が可能となります。これらの条件に適合しない場合には、指定学校変更の申請は認められません。

指定学校変更許可基準につきましては、資料12ページと13ページをお願いいたします。資料12ページが小学生用、13ページが中学生用になります。この許可基準は、通学区域審議会の審議を得て、令和5年度より小学校用と中学校用に分けて改定しており、それぞれ定められた基準に基づいて申請を受け付けております。

また、令和8年度の小学校新入学児童からは、それまでの許可基準に含まれていた「友人関係等の特別な理由によるため」という許可項目が削除されております。

恐れ入りますが、資料の2ページにお戻り下さい。こちらは、指定学校変更の状況について、要点を整理したものにいたします。

まず、（1）をご覧ください。令和8年度に教室不足等の理由により、受け入れ人数の上限を設定した学校は、小学校が5校、中学校が7校、義務教育学校の塩浜学園1校となりました。

また、余裕教室が全くないため、さらに制限を強め、兄または姉が入学時に在籍している場合のみ申請可能とする「兄弟制限校」とした学校が4校ございます。市川小学校、鬼高小学校、信篤小学校、新浜小学校の4校でした。

信篤小学校につきましては、学区内の児童数増加と教室不足により、令和7年度の入学生から「兄弟制限校」となりました。

また、大和田小学校は、令和元年度から、兄または姉が在籍している場合、または指定学校より近い場合に限り受け入れを行っております。

次に、（１）の２つ目の丸印をご覧ください。こちらは、指定学校変更の許可件数でございます。令和８年度につきましては、小学生は入学予定者数3,486名に対し、指定学校の変更を行った人数は、339名となっております。

その主な理由として一番多かった項目は、「兄弟一緒の学校に就学させたいため」、２番目は「希望する学校が指定された学校よりも近いため」、３番目は「通学路に問題が生じるため」、となっております。

なお、令和８年度大和田小学校の新入生につきましては、指定学校変更申請者の数が、受入れ可能の数を超えたことから、抽選を実施いたしました。

次に、中学生です。入学予定者数3,722名に対し、指定学校の変更を行った人数は、455名となっております。その主な理由として１番多かった項目は、「希望する学校が指定された学校よりも近いため」、２番目は、「小学校の友人関係等を理由とするため」、３番目は「兄弟一緒の学校に就学させたいため」、となっております。

続きまして、資料４ページをお願いいたします。「１．指定学校変更許可件数」の表の中に、小学校と中学校のそれぞれ一番上の段にあります「新入学１年生」の項目が、新入生の指定学校変更の申請数となります。この表には、平成27年度から令和８年度までの件数を掲載しております。平成27年度の新入学１年生の件数は、小学校が531人、中学校が587人で、小学生と中学生を合わせると1,000人を超えていました。最近の件数につきましては、令和５年度は、小学生と中学生を合わせて890人、令和６年度は856人、令和７年度は875人、令和８年度は794人となっております。

続きまして、資料５ページと６ページをお願いいたします。こちらのページには、新入学児童生徒の学校別指定学校変更件数の実績を掲載しております。まず、表の見方について、簡単にご説明いたします。

資料６ページをお願いいたします。例として、中学校で説明させていただきます。表の縦書きになっている学校名（例えば１ 第一中）がもともとの指定校を示しています。横書きになっている学校名（例えば51 第一中）が指定学校の変更を希望する学校を示しています。

資料６ページの中学校の表におきまして、例えば、１番の縦書きに書かれている指定校の第一中学校を下に見ていきますと、52番の横書きの第二中学校の部分に「54」とあります。これは、「第一中学校の学区から第二中学校に、54名が指定学校変更を行った」ということを示しております。

次に、横に書かれている51番の第一中学校を右に進むと、「12 東国分中学校」の欄に「6」とあります。これは、「第一中学校に東国分中学校の学区から6名が指定学校変更を行った」ということを示しております。横に書かれている51番の第一中学校の列をさらに右に見ていきますと、合計の欄に「6」という数字が記載されています。これは、第一中学校に他の学校の学区から合計6名が指定学校変更で入ってきたことを示しております。

指定学校変更に関する報告は、以上となります。

続きまして、恐れ入りますが、資料４ページにお戻りください。「２．区域外就学許可件数」についてご説明いたします。

まず、「区域外就学」とは、市川市以外にお住まいの方が、特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。

令和７年度の新入学につきましては、小学校で1件、中学校で２件の申請がありました。令和８年度につきましては、小学校で３件、中学校で２件の申請がありました。申請の理由としましては、４月以降に市川市へ転居予定があるものの、引っ越しが後になるため、事前に市川市内の学校への入学を希望するものが４件、家庭の事情によるものが１件でした。

以上、令和８年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

ご説明ありがとうございました。報告（１）の報告でしたが、ご質問やご意見等ございますか。

特にないようでしたら、報告事項（２）令和７年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、令和７年度在学年児童生徒の指定学校変更の状況について、ご報告いたします。

資料２ページをご覧ください。資料中段よりやや下の（２）になりますが、こちらは小学校１年生から６年生、中学校１年生から３年生までの在学年児童生徒の、令和７年度の指定学校変更の状況になります。割合につきましては、小学生が21,815名中、変更件数は242名、中学生は9,230名中、変更件数は78名となりました。指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に学区外に転居した場合で、保護者や児童生徒から、「そのまま継続して今までの学校に通いたい」という希望が多く、指定学校の変更を行ったものです。

最後に、資料２ページの一番下の（３）をお願いいたします。令和７年度１年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。先ほどご説明しました通り、「区域外就学」とは、市川市外にお住まいの方が特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請する制度です。在学生の主な申請理由といたしましては、年度途中に市川市外へ転居したため、学期末や年度末まで、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が多くなっています。

また、市川市には、国立国府台医療センターに入院している児童生徒が通う院内学級が、国府台小学校と第一中学校に設置されています。市川市外にお住まいの方が、院内学級に通うためには、区域外就学の申請を行っていただくことになります。

資料11ページをご覧ください。区域外就学の申請理由のうち、「12. その他」の中で、院内学級への入級を理由とする申請件数は、小学校が9名中7名であり、中学校につきましては、22名全員が院内学級への入級を希望するものでした。

指定学校変更及び区域外就学につきましては、資料８ページから９ページに、学校別指定学校変更件数の令和７年度実績を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

以上、令和７年度在学児童生徒の指定学校の変更等の状況について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

ありがとうございます。ただいまの報告事項（２）令和７年度在学児童生徒指定学校についてご質問等ございますか。

【石原委員】

報告事項（１）にも関係しますが、２点、確認と質問です。

１点目は確認です。資料５ページと６ページの報告事項（１）入学児童に係る指定学校変更件数一覧表の説明ありがとうございました。

資料６ページの縦書きに書いている１ 第一中学校を下に見ていきますと、下から二段目に、合計が74と書いてあります。これは、第一中学校の学区ではあるが、他の学校を希望する子どもの総数になります。合計数の下の指定学校変更率というのは、学区の入学予定者である子どもたちの何割が、別の学校を希望したかということを知ることができます。昨年私が、この指定学校変更率を入れてくださいということをお願いしましたが、この指定学校変更率がわかることで、最終的な人数だけではなく、学区によって多い少ないがある入学予定者の中から、このように指定学校変更で出ていった子どもの割合を知ることができます。資料５ページの小学校指定学校変更件数一覧表を見ますと、縦書きの24番の北方

小の指定変更率は28%と2番目に多い割合となります。指定学校変更率を確認することで、その学校や地域の様子がおわかりいただけると思います。私は、元北方小学校の校長で、大変苦勞しておりました。ぜひ、そういった視点もおわかりいただければと思います。

2点目は質問になります。令和8年度から小学校における新入学生の指定学校変更許可基準から、「友人関係等を理由とするため」という許可項目がなくなったということを受け、申請数は「0」になっています。昨年の申請理由件数を確認すると、令和7年度の小学校新入学生の指定学校変更では、「友人関係等を理由とするため」が44件ありました。例年、「友人関係等を理由とするため」という理由で指定学校変更の申請を行う方が40件くらいあったと思いますが、許可基準がなくなったことで、混乱等はありませんでしたか？

【事務局】

2点目のご質問についてお答えいたします。令和8年度の小学校新入学生からの指定校変更許可基準において、「友人関係等を理由とするため」という許可項目がなくなることにつきましては、令和5年から令和7年までの3年間をかけて、ホームページに掲載し周知期間とさせていただきました。令和6年度には、市内の全幼稚園、保育園の年少、年中児を対象として令和8年度から許可基準が変わることを保護者の方に周知いたしました。

令和8年度の新入学生における指定学校変更の受付けの際には、「友人関係等を理由とするため」がなくなるということで、混乱が生じないか事務局でも懸念しておりました。実際に、許可基準が変わったことについて、なぜなくなったのかというお問い合わせをいただいたこともございましたが、市川市では、義務教育9年間を見通した一貫性のある指導体制の構築と、学びと育ちの連続性を確保するため、なるべく、地域の小中学校に就学していくことが望ましいと考えていることをご説明させていただきご理解を頂けたことと、3年間という周知期間が設けられていたということで、大きな混乱というものはございませんでした。

【石原委員】

ありがとうございました。指定校に入学いただけるということが、学校としても非常にありがたいことですので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、資料4ページの指定学校変更許可件数の一番上の欄に、小学校の新入生の許可件数がございます。令和7年度が382件で、8年度が339件ということは、43件の減少がみられます。先ほどお伝えした、例年40件ほどの申請があった「友人関係等を理由とするため」がなくなった影響だと感じられますので、私はいい方向だろうと思います。ありがとうございました。

【増田会長】

ありがとうございました。

続いて「次第8 その他」になりますが、事務局から何かあればお願いいたします。

【事務局】

事務局より、2点、口頭にてご報告いたします。

1点目は、令和9年度新入学生における指定学校変更の制限についてです。新入学生につきましては、住民登録地を基準に指定された学校に入学することが原則ですが、やむを得ない事情がある場合には、許可基準に応じて指定学校変更申請を受け付けております。

令和9年度の新入学生の入学通知書の発送は、例年通り10月下旬を予定しており、学区外からの受け入れに制限のある「制限校」につきましても併せてお知らせする予定です。

また、新入学生における「制限校」につきましては、例年どおり第2回通学区審議会において、ご

報告させていただいております。

令和8年4月の時点で、これまでの制限内容から大きな変更が決定した学校は、第二中学校となります。第二中学校につきましては、令和9年度より、入学時に兄または姉が在籍している場合のみ、学区外からの受け入れを許可する「兄弟制限」となります。4月時点で制限を決定した理由といたしましては、1つ目が、第二中学校の学区内の児童数の増加による教室数の不足です。2つ目の理由といたしましては、令和8年度から、中学校の学級編制に、35人学級を段階的に導入していくことにより、学級数が増加する見込みであることです。

第二中学校の制限につきましては、5月に市川市教育委員会ホームページへ掲載するとともに、市内公立小学校を通して保護者の方への周知をさせていただきました。

また、市川小学校学区で第一中学校が指定学校となっている新田1丁目及び新田5丁目につきましては、第一中学校までの通学距離や通学時間などを教育委員会において検討した結果、従来の通学区域は残したままで、令和9年度新入学生より、「特定地域選択制」を導入し、この地域にお住まいの方につきましては、第一中学校または第二中学校のいずれかを入学する学校として選択することが可能となります。

新入学生における指定学校変更の制限及び特定地域選択制の手続きの詳細につきましては、先ほど申し上げました通り、10月下旬に各ご家庭へ送付予定の入学通知書と合わせてお知らせいたします。なお、第二中学校の隣接学区にある小学校の1年生から6年生の保護者の方には、7月初旬に小学校を通じてお知らせしております。

最後に、第二中学校以外の制限校につきましては、例年通り、7月から8月にかけて、市内の学校への訪問を実施した上で決定し、第2回通学区域審議会にてご報告させていただきます。

1点目の報告については以上でございます。

【増田会長】

ありがとうございました。第2回の審議会の際には、資料等も含めて事務局からご報告があると思いますので、よろしくお願いいたします。

この件につきまして、何か質問やご意見ございますか。特になければ、次第8 2点目の報告について事務局からお願いいたします。

【事務局】

2点目の報告につきましては、市川市における「特認校制度」の導入についてです。

「特認校制度」とは、従来の通学区域は維持したまま、特定の学校については、通学区域に関係なく、市川市内のどこからでも就学を認める制度です。現在、葛南地区では習志野市や浦安市において小規模特認校制度が実施されており、県内では柏市や流山市などでも実施されております。

「特認校制度」導入の目的といたしましては、指定された学校の特色ある教育を受けさせたいと希望する児童及び保護者に対し、学区域外からの就学を認めることで、当該校の教育活動の一層の活性化を図り、特色ある教育活動を展開することです。

市川市では、特認校として指定する学校を、大町小学校として計画を進めております。市川市教育委員会が、学校運営協議会にて「特認校制度」導入について説明をさせていただいたところ、委員の皆様からは、児童数が増えることで、子どもたち同士のかかわりあいが増えることや、適正規模での教育活動を実施することができるなど、前向きなご意見をいただいております。

「特認校制度」の導入につきましては、次回の第2回通学区域審議会において、教育委員会から諮問させていただき、ご審議いただきたいと考えておりますので、どうぞご承知おきくださいますようお願いいたします。

2点目の報告については以上でございます。

【増田会長】

ありがとうございました。

大町小学校の「特認校制度」につきまして、私から一点ご質問です。大町小学校への入学が可能になるというのは、新入学児童だけが対象ですか？それとも、在校児童についても入学できるという考え方でよろしいのでしょうか。

【事務局】

はい。詳細につきましては、これからの検討ではありますが、全学年を対象に導入したいと考えております。

また、「特認校制度」の導入時期については、新入生と在學生、それぞれの導入時期をこれから検討してまいります。

【増田会長】

ありがとうございました。他にご質問等ございますか。

石井委員、お願いします。

【石井委員】

P T A連絡協議会です。

学校に就学する際に、P T Aの活動についても保護者の間でいろいろな情報が回っていて、実際の指定校変更の申請では違う理由で申請を行っていても、本当はP T A活動の内容によって、学校を変えているという方もいるという話を聞きます。例えば、南新浜小ブロックの方が、福栄中学校に就学すると、P T Aがないので困るという方もいれば、逆に福栄中学校にP T Aがないので、福栄中学校に入学したいという方もいるということを知りました。P T Aは何も悪いことをしているわけではなく、学校や子どもたちのためにいろいろな活動している団体です。こういった審議会にも呼ばれますし、教育委員会の方や先生たちが、本当にP T Aを必要としているのであれば、ぜひもっと応援していただき、味方になってほしいと思います。

次に通学路についてですが、とても危険なところがあるのでお伝えさせていただきたいと思います。私たちが住んでいる幸小学校の地域にはそこまで危険な場所はありませんが、幸小学校から妙典中学校に通う場合に、危ない道路があります。国道357号線からずっと降りて、バイパスに向かっていく途中のところ。行徳総合病院が建つときに、ベルクというスーパーができたらずに「信号をつけます」、「横断歩道をつけます」という話がありました。それからもう10年以上経ちますが、いまだに設置はされていません。私は市川市に、本当に設置されるかと問い合わせをしましたが、そこは千葉県の管轄であるということで、千葉県にも問い合わせをしました。警察にも毎年のように連絡をしていますが、下水処理場が整わない限り何もできないと言って、結局最初の話とは違っている状況です。設置できない理由があるのだとは思いますが、私たちは、子どもたちを守る立場として声を上げ、せめて横断歩道だけでもつけてほしいと思っています。P T Aや地域の者だけで言ってもなかなか変わらない現状があるので、教育委員会の方にもぜひ知っていただきたいと思います。

国道298号線ができた時も、第一中学校ブロックの人たちが声を上げ、信号や横断歩道の設置ができないのであれば、私たちで見守りしましょうと言って立ち上がっています。私たちの幸小学校から妙典中学校地区もそういったかたちで地域の人たちが立ち上がり、子どもたちの見守りを行っていますが、登校時間は見守ることができても、子どもたちが帰る時間はバラバラなので、ずっと見ているわけにもいかず、見守りができない場合もあります。現在は、子どもたちを守るため、とにかくみんなで声をあげ、多くの目で見守っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

【増田会長】

石井委員、ご意見ありがとうございます。

全体を通して他に何かございますか。特にないようでしたら、以上をもちまして、令和8年度第1回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を閉会いたします。事務局にお戻しいたします。

【事務局】

来年度の指定学校変更申請についてですが、今年度も10月下旬に入学通知書の発送を予定しております。申請用紙のダウンロードや郵便による申請方法等を昨年度と同様に検討していきます。

次回 第2回の開催につきましては、10月中旬から下旬あたりの開催を考えております。日程の候補が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。事務連絡は、以上となります。

【川野辺課長】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お氣をつけて、お帰りください。

令和8年7月13日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 増 田 貞 幸